

契約医療機関^(※)以外で1か月児健診を受診される方へ

1 受診前

宇城市保健福祉センターで必要書類をお渡しします。その後、医療機関を受診してください。宇城市が契約している下記医療機関以外で1か月児健診を受診される際は、一旦全額自己負担でお支払いいただきます。

※契約医療機関(R7.4月現在)

■まつばせレディースクリニック（宇城市）

■田山産科婦人科医院（宇土市）

■片岡レディースクリニック（八代市）

【配布資料】

- 契約医療機関以外で1か月児健診を受診される方へ（この用紙）
- 1か月児健康診査受診票【★】
- 1か月児健康診査実施報告書兼料金助成申請書…①【★】
- 1か月児健康診査助成請求書…②
- ①・②の記入例【★】

【医療機関受診時】

左記のうち、【★】の書類を医療機関へ提出してください。



2 受診後

健診受診日の翌日から6か月以内に、必要事項が記載された下記書類を宇城市保健福祉センターに提出してください。期日を越えてしまうと、お支払いできませんのでご注意ください。

い【宇城市保健福祉センターへ提出する書類】

- 1か月児健康診査受診票【★】（結果が記載されているかご確認ください）
- 1か月児健康診査実施報告書兼料金助成申請書【★】
（医療機関とご本人の必要事項が記載されているかご確認ください）
- 領収書の写しまたは明細書
- 1か月児健康診査料金助成請求書（必要事項を記入してください）
- 通帳見開き1ページ目またはキャッシュカードのコピー

宇城市保健福祉センターでの手続き終了後、指定された口座へ振込みます。ただし、上限金額（※6,000円）が決まっていますのでご了承ください。なお、口座振込まで1～2か月ほどお時間をいただきます。

問い合わせ先

宇城市保健衛生部健康づくり推進課
（宇城市保健福祉センター）

TEL：0964-32-7100